

様式第二十の備考2中「[審判請求書]」のトと「[特許異議申立書]」や「[訂正請求書]」のトと「[優先権主張書]」（2以上の優先権主張書を提出しているときは、「平成〇〇年〇〇月〇〇日提出の優先権主張書」）を戻す。図様式の備考3中「[被請求人]」のトと「[優先権の主張]」を戻す。図様式の備考4中「[補正の内容が]」のトと「[特許出願人]」を戻す。「又は代理人」や「、代理人又は特許異議申立人」と読む。「振り仮名を付ける。」のトと「なお、『優先権主張書』の『【優先権の主張】』の欄に記載した事項を補正するときは、補正後の当該欄に係る事項の全て（補正を要しない優先権の主張に係る事項を含む。）を記載する。」を戻す。

様式第十五の備考2中「[審判請求書]」のトと「[特許異議申立書]」を戻す。

様式第十五の1の備考1中「[請求人]」を【特許出願人】と読む。

様式第十六の備考9のロ中「別の別紙」を「別の用紙」と読む。

様式第二十の備考11中「[[氏名又は名称]]」を「[[氏名又は名称]]」と読む。図様式の備考8中「第27条の4第1項」を「第27条の4第3項」と、「第27条の4第3項」を「第27条の4第5項」と読む。図様式の備考29中「第27条の4第1項」を「第27条の4第3項」と読む。図様式の備考30の次に次のように戻す。

38 特許法第41条第1項（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、【提出物件の目録】の欄の次に、【その他】の欄を設けて、特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う特許出願」と記載する。また、同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、【提出物件の目録】の欄の次に、【その他】の欄を設けて、特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う特許出願」と記載する。

様式第二十の備考14のく及び長考の2と備考25の備考29。様式第二十の1の備考11の備考15及び備考16並びに様式第二十の備考32中「第50条の15第2項」を「第45条の5又は第50条の15第2項」と読む。

様式第二十の1のロ中「様式第31の9（第25条の7）のトと「、第31条の2」を戻す。図様式の備考3中「及び」を「、第31条の2第8項及び」と読む。

様式第二十の1の備考11中「、第43条の2第1項」を「(同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）、第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）、第43条の3第1項）と」特許法第43条の2第3項」を「同法第43条の2第2項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）及び同法第43条の3第3項」と、「第27条の4第2項」を「第27条の4第4項」と読む。

様式第二十の次に次の11様式を戻す。

様式第36の2（第27条の4関係）

【書類名】 優先権主張書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【優先権の主張】

【提出物件の目録】

（備考）

1 特許法第43条第1項、第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）又は同法第43条の3第1項若しくは第2項の規定による優先権を主張しようとするときは、【優先権の主張】の欄には、【パリ条約による優先権等の主張】の欄を設け、その欄に【国名】及び【出願日】の欄を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、【出願日】の次に【出願番号】の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、【出願番号】の次に【優先権証明書提供国（機関）】及び【提供国（機関）における出願の番号】の欄を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、【出願番号】の次に【出願の区分】及び【アクセスコード】の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に【優先権証明書提供国（機関）】の欄を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

（【提供国（機関）における出願の番号】）

また、当該優先権の主張が同法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定によるものであるときは、【提出物件の目録】の欄の次に、【その他】の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張」と記載する。

2 特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとするときは、【優先権の主張】（備考1に該当する場合にあっては、【パリ条約による優先権等の主張】）の欄の次に、【先の出願に基づく優先権主張】の欄を設け、その欄に【出願番号】（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあっては、【出願番号】を【国際出願番号】とする。）及び【出願日】の欄を設けて、